

犬を飼っている人へ

あなたの飼い犬、登録されていますか？

犬（生後 91 日以上）の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬の登録が義務付けられています。まだ登録していない人や新しく犬を飼い始めた人は、環境課または有明支所で登録を済ませてください。



登録されると鑑札を交付しますので、首輪に付けてください。

▶登録手数料… 1 頭につき 3000 円

転入転出・転居・飼い主の変更・死亡など

犬の登録内容に変更が生じたときは、届出が必要です。その際、どのような手続きを取ったらいいか分からないときは、まず環境課に電話してください。必要な手続きを案内します。

▶申し込み・問い合わせ先 環境課環境班 (☎ 63-1111 内線 194)・有明支所 (☎ 68-1111)

狂犬病予防注射は済んでいますか？

狂犬病は、全世界で毎年約 5 万人以上の人が発症し、亡くなっている大変怖い感染症です。狂犬病予防注射の接種率が 7 割を超えれば、発生した場合に狂犬病の広がりを抑えられるとされています。飼い犬を守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所、他の動物への感染を防ぐためにも、予防注射を受けさせましょう。



未接種の犬は、動物病院で接種を受け、病院から発行された「狂犬病予防注射済証」を環境課または有明支所に提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。



狂犬病予防注射済票

▶注射済票発行手数料… 1 頭につき 550 円

食中毒にご注意を！

食中毒は季節を問わず年間を通して発生しますが、気温や湿度の高い夏は食中毒の発生しやすい季節です。特に子ども、お年寄り、抵抗力の弱い人は注意が必要です。

毎日のちょっとした心がけで食中毒は予防できます。次の「食中毒予防の 3 原則」をしっかり守って食中毒を防ぎましょう。

▶問い合わせ先 環境課環境班 (☎ 63-1111 内線 194)

食中毒予防の 3 原則 ～食中毒の原因を「付けない」「増やさない」「やっつける」～

その 1…菌などを食べ物に「付けない」

⇒食材や手はもちろん、肉や魚を扱ったまな板や包丁もこまめに洗いましょう

その 2…食べ物に付着した細菌を「増やさない」

⇒調理したらすぐに食べ、保存する場合は冷ましてから冷蔵庫へ入れましょう

その 3…食べ物に付着した細菌を「やっつける」

⇒調理をする際は十分に加熱をしましょう



～水資源を大切に～ 8 月 1 日は「水の日」、8 月 1 日～7 日は「水の週間」

本市は、古くから「水の都」と呼ばれ、市内いたる所から水が湧き出ています。昭和 60 年には環境庁から「名水百選」に、平成 7 年には国土庁から「水の郷」に認定されています。

また、2 月に実施された環境省の「名水百選選抜総選挙」では、「観光地として素晴らしい部門」で第 5 位となりました。

これからも本市ならではの資源である「水」に感謝し、水の環境保全にご協力ください。

市では、「島原市地下水保全要綱」を制定し、地下水の保全に取り組んでいます。

◎地下水を採取している人

- ・利用しない地下水の放流停止に努めてください
- ・必要最小限度の揚水量の採取に努めてください

◎今からボーリングなどを行う人

- ・地下水採取の現況把握のため「地下水採取計画書」などの届け出をお願いします。

▶問い合わせ先 環境課環境班

(☎ 63-1111 内線 194)